

地図作成作業についてのお知らせ

金沢地方法務局では、平成30年度の事業として、金沢市乙丸町地区において、次のとおり、登記所備付地図（不動産登記法第14条1項で規定する地図）を作成する作業を行います。

地図を作成するに当たり、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

対象地域

金沢市乙丸町甲・イ・ロ，神宮寺三丁目，神宮寺町へ，浅野本町一丁目，浅野本町二丁目，京町，京町口の一部

作業期間 平成30年3月5日から平成31年3月まで
(住民説明会終了後，順次，仮測量を実施します。)

作業の工程については，パンフレットを参照願います。

【お問い合わせ・連絡先】

〒921-8505 金沢市新神田四丁目3番10号
金沢地方法務局地図整備・筆界特定室
TEL 076-292-7820

担当 池内・城座・栗森

登記所備付地図 ができるまで

1

地図作成作業説明会 (平成30年3月)

- ◆ 地図作成作業地域内の土地所有者の皆様へ、本作業についての説明会を開催します。

2

事前調査及び現況測量(仮測量) (平成30年3月～5月)

- ◆ 皆様が所有している土地の現地に存している境界標の位置及び利用境と思われる塀、あるいは工作物の位置などを調査し、仮測量を行います。
なお、必要に応じて現地にマーキング等を行います。

3

一筆地調査 (平成30年5月～8月)

- ◆ 土地所有者又は代理人の方に立会っていただき、一筆ごとにその境界や地番、地目等を調査します。

4

一筆地測量(本測量) (平成30年7月～9月)

- ◆ 一筆地調査において、土地所有者の皆様にご確認いただいた土地の境界を本測量し、一筆ごとの土地の区画を確定します。

5

地図の作成 (平成30年10月頃)

- ◆ 一筆地測量による測量データを基に、土地の位置や区画を図示した縮尺500分の1の地図を作成します。

6

成果(地図・地積等調査一覧表)の縦覧 (平成30年11月～平成30年12月)

- ◆ 調査・測量した結果を土地所有者の皆様に関覧していただき、地図作成作業の成果(地図・地積等調査一覧表)とします。その際、土地の境界等について異議があれば申し出ていただけます。

7

登記 (平成31年1月～3月)

- ◆ 地図作成作業の結果、地目や地積等が登記記録(登記簿)と相違する場合は、その成果に基づき正確な登記を法務局が行います。

お問い合わせ・連絡先

〒921-8505 金沢市新神田4丁目3番10号
金沢地方法務局 不動産登記部門
電話(076)292-7820(直通)

法務局が

地図を 作ります

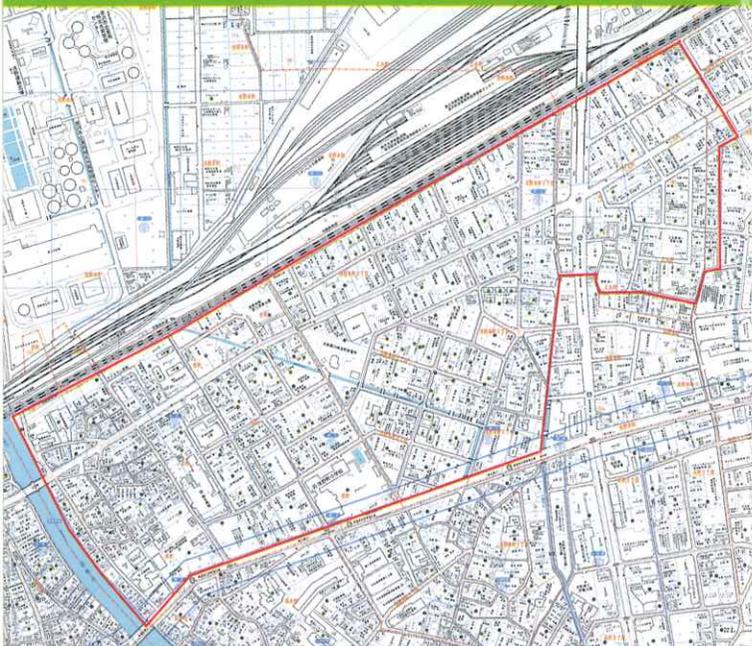


登記所備付地図 (不動産登記法第14条第1項地図)の整備

登記所備付地図が整備されると、境界標識が亡失等した場合であっても、登記所備付地図に基づき復元測量をすることによって、境界を明らかにすることができます。

また、公共基準点を基に測量された地図を作りますので、土地の位置を現地で正確に復元することができます。将来の境界紛争などを防止し、安全な土地の管理に役立ちます。

本年度作業地区



土地所有者及び居住者の皆様にお願

金沢地方法務局では、登記所備付地図(不動産登記法第14条第1項地図)を新たに作成します。

地図を作成するに当たり、その趣旨をご理解いただき、皆様方のご協力をお願いします。

作成地区は、次のとおりです。

**金沢市乙丸町甲・イ・ロ、神宮寺三丁目、
神宮寺町へ、浅野本町一丁目、
浅野本町二丁目、京町、京町口の一部**

<※上図の 線で囲んだ部分 >

法務局からのお知らせ

○ 地図を作成する理由

法務局に備え付けられている公図は、土地の位置や区画を確認する場合などに利用されます。ところが、今回、法務局が地図作成作業を行う地区の公図は、現地の形状と違っている箇所があり、精度が高いとはいえないため、法務局では、より精度の高い地図を作成にします。

これにより、境界標が紛失した場合や巨大地震などの災害が発生し土地の境界がわからなくなった場合、迅速な復旧が可能となります。

○ 地図作成の効果

国家基準点に基づいた測量により作成された地図によって、土地の位置、区画を特定することができるため、筆界に関する紛争を未然に防ぐことができます。

調査・測量の結果、地目や地積が登記記録と一致しない土地については、登記官が職権で登記事項を訂正します。

地図は、「登記所備付地図」として備え付けられ、厳格な維持管理をします。

地図の作成について

○ 皆様にお願

- 1 すべての土地所有者の皆様方に境界確認のための立会いをお願いします。境界をご確認いただいた場合、土地調査書に署名、捺印をいただきます。日時は事前にお知らせします。
- 2 土地に関するお手持ちの図面・資料(辺長、面積が記入されたもの等)があれば、その写しを提供願います。
- 3 調査・測量などで皆様の土地に立ち入ることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

● ご注意 ●

地図作成作業に当たり、隣接地との筆界が確認できなかった場合には、「筆界未定地」として地図は作成されません。後日、筆界が確認された場合は、各土地所有者の負担により地図訂正等の登記手続が必要となります。

○ 測量の費用

測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、境界確認の立会いにお越しいただく交通費等は個人負担となります。

なお、境界が確定した土地に、恒久的な標識(コンクリート杭など)の埋設を希望される場合には、その費用は所有者にご負担いただくこととなります。